

政府代表命免 一名

内閣人第 九 号

起案

令和六年一月二日

裁可 上奏 令和 六年一月一二日
令和 年 月 日

施行 令和 六年一月一二日
令和 年 月 日

内閣官房長官

努

内閣官房副長官

舛 森屋



内閣総務官



内閣

内閣總理大臣

五

政 府 代 表 人 事

政府代表の人事について、別紙のとおり命免することといたしたい。

なお、本件に係る署名については、「閣議運営の効率化について（平成十一年十月五日閣議決定）」により、内閣總理大臣限りとされている。

日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる

日韓漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる

(大臣官房参事官兼アジア大洋州局、南部アジア部) 外務事務官 濱 本 幸 也

日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる

日韓漁業共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる

(在大韓民国日本国大使館公使) 同 實 生 泰 介

(以上1月12日付発令予定)

外人第109号
令和6年1月10日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

外務大臣臨時代理

国務大臣 林芳正

政府代表を命免することについて

標記について、別紙のとおり発令願います。

(大臣官房参事官兼アジア大洋州局、南部アジア部) 外務事務官 濱本幸也
日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる
日韓漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる

(在大韓民国日本国大使館公使) 同 實生泰介
日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる
日韓漁業共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる

(以上 1月12日付発令予定)

理　　由　　書

日韓大陸棚共同委員会は、日韓大陸棚南部共同開発協定第24条及び第25条に基づき、協定運用についての検討、開発権者の報告受領、紛争解決措置についての勧告、資源探査又は採掘のための設備・施設の視察等、同協定の実施・運用に関し協議するために設置された重要な機関である。また、日韓漁業共同委員会は、日韓漁業協定第12条に基づき、操業の条件や秩序の維持に関する事項等について協議し、両国政府に勧告する等の活動を行うために設置された重要な機関である。我が国からは、これらの協定に基づき、日韓大陸棚共同委員会に対し、外務省及び資源エネルギー庁から1名ずつ計2名の政府代表を、日韓漁業共同委員会に対し、外務省及び水産庁から1名ずつ計2名の政府代表を任命している。

令和3年7月13日付け日韓大陸棚共同委員会及び日韓漁業共同委員会政府代表を命ぜられた外務省大臣官房参事官兼アジア大洋州局、南部アジア部實生泰介は、昨年12月1日付け在大韓民国日本国大使館公使を命ぜられたことからこれを免じ、その後任として新たに外務省大臣官房参事官兼アジア大洋州局、南部アジア部濱本幸也を同政府代表に任命するものである。

会議名	日韓大陸棚共同委員会	開催地	日本又は韓国
		期間	不定
会議の性格	開催間隔及び回数	原則として年1回	
	設立の趣旨及び根拠	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定第24条	
性質	加盟国	日本国、大韓民国	
	主催国及び主催機関の所在地	日本国、大韓民国	
主たる議題等	国連との関係	なし	
		協定実施に関する事項について協議する。 (協定運用について検討、開発権者の報告受領、紛争解決措置についての勧告、資源探査又は採掘のための設備、施設の視察など)	

(別紙2)

会議名	日韓漁業共同委員会	開催地	日本又は韓国
		期 間	不 定
会議の性格	開催間隔及び回数	年1回	
	設立の趣旨及び根拠	漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定 第12条	
	加盟国	日本国、大韓民国	
	主催国及び主催機関の所在地	日本国、大韓民国	
	国連との関係	なし	
主たる議題等	協定の目的を効率的に達成するための事項 (操業に関する具体的な条件、操業の秩序の維持、海洋生物資源の実態、漁業の分野における協力等)		